

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000030号
	氏名又は名称	群馬警備保障株式会社
	代表者の氏名	萩原 修
	主たる営業所の所在地	群馬県前橋市新前橋町23番地11
	処分に係る営業所の名称及び所在地	群馬警備保障株式会社 群馬県前橋市新前橋町23番地11
処 分 年 月 日	令和2年4月27日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) 群馬警備保障株式会社に属する警備員が、警備業務に関して他の法令の規定に違反する行為（法令違反行為）を行ったもの。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000126号
	氏名又は名称	株式会社サンキョー警備
	代表者の氏名	高橋 秀樹
	主たる営業所の所在地	群馬県太田市藤阿久町497番地の2
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社サンキョー警備 群馬県太田市藤阿久町497番地の2
処 分 年 月 日	令和2年1月14日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) 法第11条第1項変更届出書の提出を受けたことにより、変更届出義務違反が判明したものを。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第11条第1項、同法第58条第3号 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第30002658号
	氏名又は名称	株式会社新日本規制
	代表者の氏名	小場 良輔
	主たる営業所の所在地	東京都足立区鹿浜1丁目14番22号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社新日本規制 東京都足立区鹿浜1丁目14番22号
処 分 年 月 日	令和元年11月8日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) 法第11条第4項変更届出書の提出を受けたことにより、 変更届出義務違反が判明したもの。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第11条第4項において準用する同法第11条第1項 同法第58条第3号 同法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000122号
	氏名又は名称	J R高崎鉄道サービス株式会社
	代表者の氏名	山中 毅
	主たる営業所の所在地	群馬県高崎市下和田町五丁目3番21号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	J R高崎鉄道サービス株式会社 群馬県高崎市下和田町五丁目3番21号
処 分 年 月 日	令和元年9月26日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) 法第11条第1項変更届出書の提出を受けたことにより、変更届出義務違反が判明したものを。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第11条第1項、同法第58条第3号 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000255号
	氏名又は名称	株式会社由信
	代表者の氏名	永井 信一
	主たる営業所の所在地	群馬県太田市大原町2179番地108
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社由信 群馬県太田市大原町2179番地108
処 分 年 月 日	平成30年4月6日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) 主たる営業所に対する立入検査により、書面交付義務違反及び警備員名簿等に係る不整備が判明したもの。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第19条、同法第57条第4号 警備業法第45条、同法第58条第10号 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000002号
	氏名又は名称	株式会社シムックス
	代表者の氏名	深澤 利弘
	主たる営業所の所在地	群馬県太田市植木野町300番地1
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社シムックス 群馬県太田市植木野町300番地1
処 分 年 月 日	平成30年3月13日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) 法第11条第1項変更届出書の提出を受けたことにより、変更届出義務違反が判明したものを。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第11条第1項、同法第58条第3号 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	群馬県公安委員会 第42000074号
	氏名又は名称	ジャパン警備株式会社
	代表者の氏名	櫻井 幸恵
	主たる営業所の所在地	群馬県高崎市下大島町385番地1
	処分に係る営業所の名称及び所在地	ジャパン警備株式会社 群馬県高崎市下大島町385番地1
処 分 年 月 日	平成30年2月27日	
処 分 内 容	営業停止命令（平成30年4月1日から同年4月7日）	
処分理由・根拠法令	<p>(処分理由) ジャパン警備株式会社に対する立入検査を実施したところ、警備員名簿等に係る不整備が判明したもの。</p> <p>(根拠法令) 警備業法第45条、同法第58条第10号 同法第49条第1項</p>	
処分を行った公安委員会	群馬県公安委員会	